

●1月11日の法定協議会において、私たちから、「代表者会議で協議せず、会長の独断によって一方的に法定協開催が通知されるような異常事態は、二度となきよう求めた」にもかかわらず、今回も忠告を完全に無視して、強引な手法で法定協が開催されました。

よって、私たちは断固抗議し、会長には独断で強引な手法を改めて頂き、「法定協を正常化することを求め、本日は散会する」動議を提出します。

●私たちは、これまでの協議会で庁舎整備や職員体制、財政調整制度等、協定書の根幹にかかわる重要な項目に対して指摘してきました。

にもかかわらず、いまだに、まったく回答がない。要するに、大阪市を廃止して、特別区を設置するコストが、本当はいくらになるのか確認できない状況では、とうてい委員間協議に入ることはできません。

●先日来の強引な開催は、すべて、議員の任期内に協定書を取りまとめたい、との知事の一方向的な主張から推し進められています。しかし、協定書を議員の任期内にまとめなければならぬとは、どこにも規定されておられません。

また、私たちは、そのような公約を掲げて、議員になったわけでもありません。

法定協は、府市両議会で廃止を議決しない限り、4月以降も存続し、議論を継続することが可能です。

よって、議員の任期内に協定書をまとめなければならぬという知事の発言には、全く根拠がありません。

さらに、我々は、議員の任期内に協定書をまとめる、といった、合意や約束をしたことは一度もありません。法定協の場で、断言しておきます。

●一番大事なことは、どこまでも府民・市民の立場に立って考え、府民・市民の皆様の理解が十分に得られるよう、慎重かつ丁寧な議論を進めていくことです。

それこそが、法定協の委員である、我々の使命であり責任です。

- 特別区設置をするか否かの議論は、日本で初めて政令市を解体するという極めて重要なテーマであり、どれだけ慎重に議論をしても、し過ぎることはありません。

特に、特別区設置には、1,500億円を超える莫大な財源が必要です。

その捻出には、平成の大合併のような合併特例債といった国からの支援も全くないため、そのほとんどを現在の大阪市の税収から捻出しなければなりません。

今、大阪市が行っている他市にはまねのできない極めて手厚いサービスである、「敬老パス」や、高校生までの「子ども医療費助成制度」などをすべて廃止しても全く財源は足りない。その結果、今後の市民生活に大きな影響を与え、住民サービスが低下することは明白です。

- したがって、特別区になれば、住民サービスがどうなるのかを明確にする法定協議会の開催、メリットもデメリットも真摯に議論ができる「法定協議会の正常化」を強く求め、本日は散会する動議を提出します。

- 会長に於かれましては、速やかに採決をお願いします。